

経済産業省環境配慮の方針

平成16年9月2日 制定
平成20年3月31日 改訂
平成25年2月27日 改訂
平成30年5月16日 改訂
令和4年6月22日 最終改訂

1. はじめに

政府は、持続可能な社会の構築に向け、21世紀初頭における環境政策の基本的な方向と取組の枠組みを明らかにするため、環境基本法に基づき、これまで4回（平成6年、12年、18年、24年）環境基本計画を策定してきたが、これらに続く第5次の環境基本計画を平成30年4月17日に閣議決定した。この環境基本計画においては、「関係府省は、環境基本計画を踏まえながら、オフィス、会議、イベント等における物品・エネルギーの使用といった通常の経済主体としての活動分野と、各般の制度の立案等を含む環境に影響を与えうる政策分野の両面において、それぞれの定める環境配慮の方針に基づき、環境配慮を推進」することとされている。これにしたがい、経済産業省の環境配慮の方針を以下のとおり定める。

2. 当省の活動における環境への配慮

経済産業省は、通常の経済活動の主体として、自ら率先して環境保全への取組を進めていくこととする。

経済産業省では、「国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」（グリーン購入法）に基づく環境配慮型物品の率先購入、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）」（環境配慮契約法）に基づく温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日法律第117号）に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（平成19年3月30日閣議決定）」（政府の実行計画）の実施等、政府全体として行うべき取組に積極的に取り組むとともに、経済産業省総合庁舎へのE S C O事業の率先導入、一部地方局におけるI S O 1 4 0 0 1の取得等、独自の環境配慮を進めてきた。

今後とも、以下のような取組を中心に、「政府実行計画」、「環境配慮契約法」、「グリーン購入法」に基づく率先した取組等を推進していくこととする。

(1) 政府実行計画に基づく取組

①建築物の建築、管理等に当たっての配慮

- ・建築物における省エネルギー対策の徹底（省エネ診断・BEMSの導入等）
- ・温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択
- ・温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入
- ・冷暖房の適正な温度管理
- ・再生可能エネルギー等の有効利用
- ・太陽光発電の導入の整備方針
- ・水の有効利用

②財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

- ・次世代自動車の導入
- ・自動車の効率的利用
- ・自転車の活用
- ・温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者との契約
- ・エネルギー消費効率の高い機器の導入（LED照明等）
- ・用紙類の使用量の削減
- ・再生紙などの再生品や合法木材の活用
- ・HFC等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進
- ・温室効果ガスの排出が少ない燃料の選択

③その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

- ・エネルギー使用量の抑制（電気使用量、燃料使用量の削減等）
- ・ごみの分別
- ・廃棄物の減量
- ・森林の整備・保全の推進
- ・政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

④ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修

- ・ワークライフバランスの配慮
- ・職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供
- ・地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

等

(2) 環境配慮契約法に基づく取組

国が毎年度定める「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づく、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進

(3) グリーン購入法に基づく取組

国が毎年度定める「環境物品等の調達に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）及び経済産業省が基本方針に即して毎年度定める環境物品等の調達の推進を図るための方針に基づく、環境物品等の調達の推進

3. 経済産業省の環境政策

(1) 基本的考え方

- 環境問題は人類の経済活動やエネルギー利用と密接不可分である。今後とも我々が持続可能な発展を遂げていくためには、「環境と経済の両立」を大原則とし、国民各界各層が一体となって挑戦していく必要がある。環境政策を進めるに当たっても、エネルギー政策との総合的な展開を図りつつ、「環境と経済の両立」の原則に即して対応する必要がある。
- 環境対応を新たな価値創造につなげる取組を拡大することで、環境と経済の両立が図られることが重要である。経済活動の主要な担い手である企業等が、事業活動全般について環境配慮を組み込み、その活動を積極的に展開することが、環境対応を通じた新たな価値創造となる。企業等のこうした取組を促進することが必要である。
- 環境問題の究極的な解決のためには、革新的技術によるブレークスルーが不可欠であり、中長期的な観点から技術開発を推進していくことが必要である。
- 「世界に冠たる環境先進国家」として、我が国の有する経験・技術を広く世界に移転・普及し、地球規模での環境問題の解決に貢献することが重要である。このための国際協力を積極的に展開すべきである。

(2) 環境政策の体系

経済産業省は、以上の基本的な考え方を踏まえて、以下の施策を「環境と経済の両立」に資するように実施するものとする。

①温暖化対策

パリ協定の下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際交渉に取り組むとともに、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日）に基づき、我が国の中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けて、対策等に着実に取り組む。また、世界の温室効果ガスの削減に向けて、「エネルギー・環境イノベーション戦略」（平成28年4月19日）に基づき、革新的技術の研究開発を強化していく。加えて、我が国が有する優れた技術をいかし、世界全体の温室効果ガスの排出削減等に最大限貢献する。

②資源循環推進

3 R（廃棄物の発生抑制（リデュース）、製品や部品の再使用（リユース）、原材料としての再利用（リサイクル））を促進し、循環型社会構築に向けた環境整備や国際的な資源循環システムの構築を図る。

③環境経営・競争力の強化

環境ビジネスの育成、環境に配慮した企業経営の促進、環境負荷物質対策を行うことにより、環境と経済が両立した経済社会の構築を図る。

④化学物質管理

予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順とリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で、使用、生産されることを2020年までに達成する

4. 推進体制

本方針の推進のため、「環境配慮の方針推進本部」（以下、「本部」）を設置する。

(1) 本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長 経済産業大臣

副本部長 経済産業副大臣、経済産業大臣政務官、事務次官、経済産業審議官、
産業技術環境局長

本部員 官房長、総括審議官、大臣官房審議官、技術総括・保安審議官、経
済産業政策局長、地域経済産業審議官、通商政策局長、貿易経済協
力局長、製造産業局長、商務情報政策局長、商務・サービス審議官、
資源エネルギー庁長官、特許庁長官、中小企業庁長官

経済産業大臣は、関係本部員を招集し、会議を開催する。

(2) 本部を補佐するために、幹事会を設置する。幹事会の構成員は、次のとおりとする。

幹事長 産業技術環境局環境政策課長

構成員 大臣官房政策調整官

産業技術環境局環境政策課長は、関係構成員を招集し、会議を開催する。

(3) 幹事会において、環境配慮の実施状況について、毎年度点検を行うとともに、必要に応じて環境配慮の方針や推進体制の見直しを行うものとする。また、その結果については逐次公表するものとする。

(4) 本部及び幹事会の庶務は産業技術環境局環境政策課において処理する。

(5) 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は本部長が、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は幹事長がそれぞれ定める。